

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

○出席議員

- 1 番 欠 員
- 2 番 立 井 武 雄
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 9 番 新 保 勲
- 10番 春 藤 康 雄
- 11番 森 谷 靖
- 12番 藤 枝 善 則

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	原田進
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	三居正雄
民生参事	米田利彦
産業建設参事	吉田直人
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

平成25年6月6日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 報告第1号 松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算並びに平成24年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第2号 平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第3号 平成24年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について
- 専決第1号 住吉地区下水道工事その5変更請負契約締結について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第2号 松茂町税条例の一部を改正する条例
- 専決第3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第4号 平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 専決第5号 平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 専決第6号 平成24年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第33号 松茂町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第34号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第35号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第36号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第37号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）

日程第14 発議第 3号 議員派遣の件

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。一昨日は、サッカーのワールドカップ最終予選ということで、オーストラリアに日本は引き分けに持ち込んだということで来年度のワールドカップに出場が決まりました。東日本大震災で被害を受けた方とか支援をされる方々には、勇気づけられた快挙ではなかったかと思います。

さて、今年は、先月の5月27日ですか、平年より9日早く梅雨入りしたわけですが、雨らしい雨が全然降らないということで、今日の新聞を見てみますと、5月の雨量は観測史上最も少ない年であったと。また、6月は空梅雨のようであるというふうな記事が載っております。県西部では水田に水を引く水がないとか、那賀川水系では工業用水とか農業用水が40%程度、もう早くから取水制限されておるといふようなところで、早くも被害というか影響が出ているようでございます。早くまとまった雨が欲しいところでないかと思います。

この梅雨の時期と申しますのは、大雨による被害、災害が発生しやすい時期でもありますが、梅雨明け後の夏には、必要な農業用の水をたくわえる重要な時期でもあります。また一方、梅雨時期は曇りや雨の日が多く、日常生活にもさまざまな影響を与え体調管理が特に気をつけなければならない季節かと思いますが、皆様方には、ご健勝で、本日、全員ご出席、まことに喜ばしいことであるかと思います。体調を崩しやすい時期ではございますが、慎重審議をお願いいたしまして開会のあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成25年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから平成25年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長から招集のあいさつがございます。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 皆さんおはようございます。議長から冒頭にお話もありましたが、梅雨に例年より早く、梅雨に入ってから10日余りになりますが、雨が降らず空梅雨がずっとこう続いております。農家の人をはじめ多くの人々が水不足を心配しておるところでございますが、新聞等によりますと、まだ1週間程度期待ができないようであります。

そういう中で、本日は、平成25年松茂町議会第2回定例会を招集を申し上げましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本定例会に上程をいたします案件は、諮問1件、報告4件、承認1件、議案が5件の合計11件の案件となっております。十分にご審議をいただきまして全議案が可決を賜りますようお願いを申し上げまして招集のごあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番原田議員、及び4番一森敬司議員を指名いたします。

○議長【藤枝善則君】 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月6日から6月20日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、会期は6月6日から6月20日までの15日間に決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の武内康文氏、近藤清子氏、清水由紀氏が平成25年9月30日をもって任期が満了となります。

つきましては、引き続き、人権擁護委員として推薦をいたしたいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休をいたします。

午前10時07分小休

午前10時09分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

これから採決に入ります。

諮問第1号、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第4、報告第1号「松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算並びに平成24年度決算に関する書類の提出について」から、日程第7、報告第4号「専決処分の報告について」までの報告4件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算並びに平成24年度決

算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成24年度の松茂町土地開発公社の事業決算でございますが、用地の取得、売却とにもございませんでした。土地の管理費のみの決算となっております。

平成25年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、用地の取得並びに売却ともに計画がありませんので、管理費のみを計上をしております。これら公社の予算及び決算につきましては、4月19日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいております。

次に、報告第2号、平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成24年度事業のうち、事業の執行状況により、庁舎改築工事实施設計委託業務において3,055万5千円、津波防災対策検討委託業務において1,596万円、農業水利施設保全合理化事業負担金として996万5千円、県営地盤沈下対策事業負担金として42万円、高速道路対策事業において1億1,910万円、及び社会資本整備総合道路関連事業において200万円を平成25年度に繰り越して事業を実施するものであります。

次に、報告第3号、平成24年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

平成24年度事業のうち、流域下水道事業負担金106万9千円を平成25年度に繰り越して事業を実施するものであります。

次に、報告第4号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

専決第1号、住吉地区下水道工事その5変更請負契約締結につきましては、平成24年6月20日の定例会において、契約議決をいただき執行し、平成25年3月27日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、下水道工事の施工において、支障物件の撤去及び復旧をいたします道路の舗装範囲を追加いたしましたことに伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第1号、第2号、第3号、第4号の順番で求めます。

森企画財政課長。

○企画財政課長【森 一美君】 それでは、私の方から、報告第1号につきましてご説明をさせていただきます。議案書の2ページをお開きください。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算並びに平成24年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成24年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出するというものでございます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、平成24年度収入収支決算資金運用でございますが、収入では、前年度からの繰越金が、決算額492万8,928円でございます。事業収入及び借入金はございませんでした。事業外収入では、利息収入が決算額1,237円で収入合計は493万165円となっております。

次に、支出でございますが、借入金償還金は、借入金がないためございませんでした。

事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。

一般管理費で36万2,816円の決算でございますが、これは、開発公社が所有しております広島宇北川向地区の土地管理のための除草剤購入費4,716円、及び法人町県民税35万8,100円でございます。

事業外費用及び予備費の決算額はゼロでございます。

翌年度繰越金が、決算額456万7,349円となり、支出合計は493万165円となっております。

次に、4ページの貸借対照表でございますけれども、平成25年3月31日現在の状況をあらわしたものでございます。

資産の部では、流動資産が現金及び預金で456万7,349円、公有用地で3,693万4,550円であり、資産合計は4,150万1,899円でございます。

次に、負債の部でございますけれども、松茂町土地取得特別会計から長期借入金が1,200万円でございます。これは、先ほどの北川向地区用地を購入する際に借り入れたものでございます。

次に、資本の部でございますが、基本財産が300万円と資本金合計は300万円でございます。

準備金では、前期繰越準備金が2,686万3,478円、当期損失が36万1,579円で準備金合計は2,650万1,899円でございます。従いまして、資本合計は2,950万1,899円となり、負債及び資本合計は4,150万1,899円でございます。

続きまして、損益計算書でございますけれども、これは、1年間の収支をあらわしたものでございます。事業収益及び事業原価はゼロでございます。次に、販売費及び一般管理費でございますけれども、さきにご説明いたしました土地管理のための除草剤購入費及び法人町県民税で合わせて36万2,816円でございます。

次に、事業外収益は、受け取り利子1,237円となっており、当期損失は36万1,579円となっております。

次に、5ページは、村田監事及び大迫監事からいただきました決算審査の意見書でございます。

以上が、平成24年度の決算の状況でございます。

続きまして、平成25年度松茂町土地開発公社予算についてご説明をいたします。議案書6ページをご覧ください。

第1条の総則以下、公社の予算の概要をお示ししたものでございます。説明の都合上、7ページの平成25年度収入支出予算・資金計画書によりましてご説明をさせていただきます。

まず、収入でございますが、前年度繰越金は456万7千円でございます。事業収入は、土地売却収入及び土地造成収入とも目の設定のみで千円といたしております。

次に、借入金につきましても、目の設定のみで千円、事業外収入で利息収入として千円を見込んでおり、収入合計は457万1千円を見込んでおります。

続きまして、支出でございますけれども、借入金償還金は目の設定のみで千円といたしております。

次に、事業費でございますけれども、土地取得費及び土地造成費は、ともに目の設定のみで千円、一般管理費で公有用地の管理費及び法人町県民税などで50万円を計上いたしております。

事業外費用では、支払利息で目の設定のみで千円といたしております。予備費に50万円、繰越金といたしまして356万7千円を計上いたしまして、支出合計は収入合計と同額の457万1千円といたしております。

以上で松茂町土地開発公社平成25年度事業計画及び予算並びに24年度決算に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 吉成総務課長。

○総務課長【吉成 均君】 それでは、私の方から、報告第2号のうち総務課関係の事業についてご報告をさせていただきます。議案書の8ページをお開きください。

報告第2号、平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について、別紙のとおり報告するというものでございます。議案書の9ページをお開きください。

平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。款5、総務費、項1、総務管理費、庁舎改築工事実施設計委託業務におきまして3,055万5千円を平成25年度に繰り越しをいたしました。繰り越しいたしました財源の内訳は、国庫支出金217万5千円、一般財源2,838万円でございます。この事業につきましては、昭和40年に建設された役場庁舎部分を建て替えいたしまして、庁舎としての役割と防災対策本部や町民の一次避難場所の機能を備えた建物として実施設計を行うものでございます。平成24年度に実施設計を行う予定でございましたが、免震工法の検討や地質調査業務に日時を要したこと、並びに、県が作成いたしております津波浸水想定を参考にして実施設計を行う必要性等がございまして、平成25年度に事業を繰り越しさせていただきます。平成24年度、平成25年度の2カ年をかけて実施設計の業務を進めているところでございます。

10ページ及び12ページに事項別明細の歳入歳出を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、総務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 三居総務参事。

○総務参事【三居正雄君】 引き続き、報告第2号のうち、危機管理所管分の事業内容についてご報告をさせていただきます。議案書の9ページをご覧いただけたらと思っております。

平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の2段目でございますが、款5、総務費、項1、総務管理費、事業名、津波防災対策検討委託業務におきまして、金額1,596万円、同額を平成25年度に繰り越しをいたしました。その財源内訳は、国県補助金946万8千円、一般財源649万2千円を充当して執行するものでございます。

この事業は、徳島県から提供される津波避難計画の見直し等に係る必要な浸水データの提供が遅延したために、平成25年度に繰り越したものでございます。

主な業務内容としましては、津波避難場所の基礎調査ほか6項目を実施して、町全体の総合的避難計画を作成するものでございます。

以上で、危機管理室関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 井上産業環境課長。

○産業環境課長【井上雅史君】 それでは、私から、報告第2号のうち産業環境課所管事業の繰越明許費についてご報告させていただきます。引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

表の3段目、款20、農林水産業費、項1、農業費、農業水利施設保全合理化事業負担金におきまして996万5千円を平成25年度に繰り越しをいたしました。繰り越した財源の内訳は、全額一般財源でございます。

この事業は、国の平成24年度補正予算により事業採択されたもので、県営事業により町内にある農業用排水機場を年次計画的に修繕していただくものでございます。事業費の25%を町が負担するというものです。事業採択が平成25年2月であったため、予算執行の関係で平成25年度に繰り越したものでございます。工事内容は、豊岡排水機場の主原動機及び始動用バッテリーの交換のほかの修繕を行っていただく予定でございます。

次の行をご覧ください。

事業名、県営地盤沈下対策事業負担金におきまして42万円を平成25年度に繰り越しました。繰り越した財源の内訳は、全額一般財源でございます。県が25年度で予定をしていた事業の一部を、国の平成24年度補正予算の関係で前倒しして予算化し繰り越したものでございます。

この事業は、県に実施していただいております県営地盤沈下対策事業、福有地区の附帯設備工事に対して町が工事費の6%を負担するというものでございます。なお、10ページに歳入予算、12ページに歳出予算の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 古川建設課長。

○建設課長【古川和之君】 それでは、私の方から、報告第2号のうち建設課所管事業の繰越明許費についてご報告いたします。引き続き、議案書9ページをご覧ください。

平成24年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、款30、土木費、項5、道路橋梁費、高速道路対策事業におきまして1億1,910万円を平成25年度に繰り越しいたしました。

その内訳といたしまして、工事請負費で6千万円、公有財産購入費で5,910万円でございます。繰り越しいたしました財源の内訳は、国庫支出金5,201万8千円、地方債260万円、その他財源は、スマートインターチェンジ建設事業に関する西日本高速道路株式会社四国支社の負担分で1,949万1,792円、一般財源4,499万208円でございます。

この事業は、四国横断自動車道のスマートインターチェンジなどを整備するもので、公有財産購入費につきまして物件の移転作業や県道にも用地買収が関係する土地の分筆作業に時間を要したため、平成24年度内に完了しなかったこと、及びスマートインターチェンジ関係工事を平成25年度に繰り越したものでございます。

次に、議案書の一番下の行でございます。事業名、社会資本整備総合道路関連事業におきまして200万円を平成25年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをいたしました財源の内訳は、国庫支出金で94万円、一般財源で106万円でございます。この事業のうち、道路舗装調査委託につきましては、国の3月補正に伴うものと、橋梁長寿命化修繕計画基礎資料委託につきましては、国の補助金が追加で認められたため平成25年度に繰り越したものでございます。

なお、事項別明細書の歳入につきましては10ページ以降に、歳出につきましては12ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 南東下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】 それでは、報告第3号の繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。議案書の13ページをお開き願います。

報告第3号、平成24年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算について別紙のとおり報告するというものでございます。

次の14ページをご覧ください。

平成24年度松茂町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。表の款5、建設費、項1、建設費、流域下水道事業負担金といたしまして106万9千円を平成25

年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをいたしました財源の内訳につきましては、全額既収入特定財源であります。一般会計からの繰入金でございます。これは、徳島県が事業主体となります流域下水道の施設建設費5,500万円に係る流域関連2市4町で負担する事業負担金の本町の負担分でございます。徳島県が25年度に整備を予定しておりました流域下水道終末処理場の自家発電設備の建設につきまして、24年度の国の補正予算による交付金が充当されることに伴いまして、徳島県が24年度事業として未契約繰り越しにより25年度に執行するものです。このことから、施設建設費の松茂町の負担金につきまして、県と同様24年度事業といたしまして25年度に繰り越しをしたものでございます。

なお、事項別明細の歳入及び歳出につきましては、議案書の15ページに記載をしておりますので、ご覧いただけたらと存じます。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号につきましてご説明を申し上げます。議案書の16ページをお開き願います。

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

専決第1号、住吉地区下水道工事その5変更請負契約締結について、住吉地区下水道工事その5変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。契約の目的、住吉地区下水道工事その5。契約の金額、変更前8,389万5千円、変更後8,943万5,850円。契約の相手方、徳島県徳島市中前川町4丁目24番地2、大豊建設株式会社四国営業所、所長、古志野隆というものでございます。

この工事につきましては、平成24年6月の本議会におきまして契約議決をいただき執行いたしました。工事の内容といたしましては、松茂中学校北側の県道沿い、用排水路に接する町道住吉6号線沿線及びこの路線に南北に接続する住吉5号線、住吉10号線沿線の住吉地区で町道に直径200ミリの下水道管を推進工法により260.4m、開削工法により725.4mの総延長985.8mを築造布設し、平成25年3月27日に竣工しております。

変更の主な内容といたしましては、まず、1つ目としまして、推進工法による施工区間であります町道住吉10号線での施工において、推進機械の先導体が地下埋設物のコンクリート管にぶつかったことから管渠の圧入が困難となったため、2カ所において、この支障物件の撤去、処分工を追加いたしました。また、町道住吉6号線における開削工法による管渠布設の際、延長約70mにわたり地下のコンクリート製の構造物が支障となったため、取り壊し及び撤去、処分工を追加いたしております。

2つ目といたしまして、道路管理者との協議により、舗装復旧並びに区画線工の追加を行ったというものが変更の主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　これで報告第1号から第4号までの報告を終わります。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時37分小休

午前11時00分再開

○議長【藤枝善則君】　それでは、再開いたします。

続きまして、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第13、議案第37号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案5件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　それでは、続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決第2号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、復興特別所得税の課税に伴うふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しや、消費税率の引き上げに対応する住宅ローン控除の拡充など、本町の税制に関連する部分について税条例を改正するべく、平成25年3月31日をもって専決処分に付したものでございます。

次に、専決第3号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、

地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、後期高齢者医療に移行することにより、国保の単身所帯となる者についての軽減措置適用期間の延長、期限付きで運用していた軽減判定を恒久化するなど、必要な事項を改正するものであります。

次に、専決第4号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,032万6千円を追加し、補正後の予算の総額を56億2,384万4千円としたものであります。

歳入の主なものといたしましては、町民税2,031万4千円、固定資産税1,468万5千円、地方交付税8,829万4千円などを増額補正し、心身障害者福祉費国庫負担金で821万2千円、町債で460万円などを減額補正いたしております。

歳出につきましては、24年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額分を合わせて財政調整基金に2億円、生活環境整備基金に6,786万3千円を積み立てるものでございます。

次に、専決第5号、平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,435万4千円を減額し、補正後の予算の総額を4億7,910万円とするものであります。

歳入につきましては、公共下水道使用料653万1千円を増額補正し、一般会計繰入金3,088万5千円を減額補正したものであります。

歳出につきましては、24年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正したものであります。

次に、専決第6号、平成24年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収支で徳島航空基地周辺水道設置助成事業の確定により、国庫補助金を219万9千円減額し、事業費を487万2千円減額補正するものでございます。

次に、議案第33号、松茂町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、従来の松茂町乳幼児等医療費を松茂町子ども育み医療費に名称の変更を行い、語句の変更もあわせて行うものでございます。

次に、議案第34号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,963万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億4,503万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、子育て支援臨時特別対策補助金1,789万5千円、及び学校防災ボランティア推進事業補助金10万円を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしたしましては、福祉施設整備事業補助金2,684万2千円、板野東部消防組合分担金97万2千円、国民健康保険及び介護保険特別会計への繰入金172万4千円を増額補正するものであります。

次に、議案第35号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ71万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,967万5千円とするものであります。

歳出におきましては、制度改正に伴うシステム改修委託料71万4千円を増額補正し、歳入におきましては、一般会計繰入金を同額増額補正するものであります。

次に、議案第36号、平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,607万5千円とするものであります。

歳出におきましては、臨時職員に係る経費101万円を増額補正し、歳入におきまして、一般会計繰入金を同額増額補正するものであります。

次に、議案第37号、平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収支において、広島堤防耐震対策に伴う配水管布設替事業費で2,113万7千円を増額し、この財源として企業債を1,600万円増額をいたします。また、加賀須野橋かけ替え工事の事業量の増に伴い、県への負担金を611万5千円増額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、ご審議の上、可決決定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております承認1件と議案5件につきましては、6月10日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第14、発議第3号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る5月30日の議会運営委員会において、議会運営委員会の発議として提出することに決定をいただき、このように提出をいただいております。

議員の派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるも

ので、平成25年6月から平成26年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

新保議会運営委員長外5名から提出されました議員派遣の件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、発議第3号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日から6月9日までの3日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日から6月9日までの3日間は、休会と決しました。

次回は、6月10日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前11時11分散会